



にっしんSDGs瓦版 第25号

SDGs×子育て支援課

発行:令和6年4月



お子さんがいる家庭に支給される各種手当。

「名称を聞いても何の手当なのかよく分からない…」、「自分はどの手当を受け取っているんだっけ?」そんな方も少なくないのではないでしょうか。

子育て支援課で支給している各種手当をご紹介します。

児童手当

中学校修了前まで(15歳に達した年の最初の3月31日まで)の児童を養育している保護者(原則、父母のうち所得が高い方)に支給されます。

※海外に居住する児童は留学中の場合を除き、手当の対象となりません。

※公務員の方は所属庁から、それ以外の方は保護者の住所地の市町村から支給されます。

担当:子育て支援係

ひとり親手当

(児童扶養手当、愛知県遺児手当、日進市ひとり親家庭等手当)

ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給する制度で、国の制度である「児童扶養手当」、愛知県の制度である「愛知県遺児手当」、日進市独自の制度である「日進市ひとり親家庭等手当」があります。

父母が婚姻を解消した、父又は母が死亡した、父又は母が重度の障害にあるなどの要件に当てはまる18歳(18歳到達年度の末日)以下の児童を監護している方に支給されます。

担当:子育て支援係

特別児童扶養手当

身体・知的発達又は精神に中度・重度の障害(又は病状)を有する20歳未満の児童を監護・養育している方に支給されます。

※児童が障害支給事由とする年金を受けることができる場合や、児童入所施設等に入所している場合は手当が支給されません。

担当:療育支援係

※それぞれ一定の所得制限があります。

※令和6年4月分から児童扶養手当及び特別児童扶養手当の手当月額が改定されました。詳しくは広報4月号をご覧ください。